

議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：福祉センター別館ふれあいホール

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
前文	<p>【意見】</p> <p>制文化することは画期的なことだ。きょうは是非聞かなければならないと思って来ました。</p> <p>開かれた議会になる。</p> <p>【回答】</p> <p>情報公開、反問権、議員間討議の三つが特徴あるものだと考えます。私は、議員というのは理事者（市長）と議論するものだから議員同志ではないことと先輩議員から言われました。大きく変わる、変わったものだと思います。いったん主張し出すと止まらないのでその辺難しいなと思います。喧嘩にならないように進めたい。</p> <p>報告会は先ほども出ていましたが、何かの行事に合わせてやらないとだめだなと思います。議会に興味を持っていただいてから場所・時間を決めて集まっていただくような形にしていきたい。</p> <p>あまり変わり映えしないですが、よろしくお願いします。</p>
第2章 第3章 第4章 第5章 第7章 条文の記載について	<p>【意見】</p> <p>まちづくり基本条例の策定時関わった者です。「努めます」という表現なるべく使わないようにということで作りました。ほかの町の議会基本条例の表現を見ると芦別市は消極的な感じを受けます。</p> <p>「～します」と言い切れないものなのか、小委員会でこの辺のところどんなふう話し合ったのか伺いたい。</p> <p>【回答】</p> <p>（「努めます」表現について）出来るところは、「やります」表現になるべく意志の強いところを見せたいと思います。</p>
第3章 市民と議会の関係 第6条 市民参加及び市民との連携	<p>【意見】</p> <p>もう少し議員も集まっているいろいろ話を聞いてほしい。</p> <p>【回答】</p> <p>はい、わかります。年一回の報告会やります。</p> <p>町内の老人クラブに合わせて集まるとか団体が何かをするときに集まるとか議会報告のやり方を考えます。</p>
第4章 市長等と議会及び議員の関係 第7条 市長等と議会及び議員の関係	<p>【質問】</p> <p>一問一答はわかりやすいと思います。議員さんがいっぺんに質問して、それをまとめて答えられてもわからない。それと、傍聴のことですが、委員会を傍聴できたらいいなと思います。議員さんの意見が分かる場面とか聞くこと出来るでしょ、開かれた議会として傍聴させて欲しいです。</p>

議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：福祉センター別館ふれあいホール

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
<p>第4章 市長等と議会及び議員の関係 第7条 市長等と議会及び議員の関係つづき</p>	<p>【回答】 一問一答は議員が前もって原稿にまとめて質問書を出すので、多くの質問が出るのは仕方ないと思います。その後の質問は一問一答でいきますから。 委員会傍聴は出来ます。総務、社会産業、予算、決算いずれも出来ますし、毎回傍聴においていただいている方もいらっしゃいますから、どうぞお越してください。</p>
<p>第5章 自由討議の拡大 第11条 自由討議による合意形成</p>	<p>【質問】 議会基本条例の策定にあたり、芦別はこういうところにちからを入れたというところがありますか？ 議員による討論をしあうことですが、理事者側からの提案に対して質問するそのことも議員間討論によって劇的に変わるのか、その辺のところ伺いたい。 条例が出来て変わったと言えるようなものからすると議会を録画して映すというのが本当に変わったなとよく言われるので、庁舎内だけに放映するとか含めてすると、もっと議会が変わったとなると思えるのでその辺のところの展望。 【回答】 有線放送とか使えたらいいが役所の中だけでビデオ撮影し、玄関のTVに流すなんていうことは可能かもしれないが、庁舎自体が耐震構造になっていないので検討していかなければなりません。 前段の部分は小委員会の高橋委員長。 先進地である栗山町を基本とし、芽室町や富良野市なども参考にさせていただきました。「町」の方が条例に先進的に取り組んでいます。 芦別ならではどうのは、なかなか今の時点では言い切れませんが、「議員同志の討議」について、ほかの市町村にもないわけではありませんが、自分の議員経験のなかで理事者が提案したものに質問する形が普通だが喧々諤々(けんけんがくがく)というのは極めて少ないと思います。 議員12名の、その中で議論展開していくという制度化したものであり、ぜひ実現したいものだと思っております。 【司会から】 「討論」というのは賛成か反対か、「討議」というのが議員同志で話し合うということでございます。 今回の条例は絶対だということではなく、絶えず見直ししていいものを取り入れ良くしていくということで条例最後に「見直し」という条文もあ</p>

議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：福祉センター別館ふれあいホール

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
<p>第5章 自由討議の拡大 第11条 自由討議による合 意形成 つづき</p>	<p>ります。 北海道35市のうち11市、空知管内では夕張、三笠、赤平、滝川、砂川ありません。芦別も先駆者。我々にタガをはめるようなものです。</p>
<p>市政全般（介護サー ビス関係）</p>	<p>【質問】 介護の病院のことですが、よそから人をいれているという話がある。待機者何百人とか言っていて、よそから入ってきているという話きいてませんか？ もうひとつは、研修に行ってきたことを広報などでも見たことないけど、そういうことをしていないのですか？</p> <p>【回答】 二つ目のことについては、それぞれ自分のたよりなんかで報告している人（議員）もいるし、報告書は議会事務局に報告してあるので書類としてありますから、見ることはできます。 ひとつめは総務常任委員会副委員長。 （市民から～法律変わったんでしょ、自分の親が岩見沢のグループホーム入ったら岩見沢に籍（住所の意味）を置いておけという声あり） いいえ、以前からそうです。住所のあるところの人が住所地以外の施設を使うと住所地の負担となる。 （市民から～病院関係ですとの声あり） ああ、病院・療養ですね。野口病院とかもそうですが、経営のこともありますから、万床にしたいのが実情でしょう。市民優先かといえはわかりませんが、今年7月の段階ですばる74名待機者がいましたが、すぐにでも入所したい人は、わずか5名という実態があります。将来のために、とりあえず申込しておこうという人も多いのです。ですから、いまの待機者という数も本当のところどれくらいかということです。 すばるも待機者解消のために20床増やして100床にしてやってきましたが、介護職員不足で現在休床せざるを得ない状況となっています。その辺もご理解いただきたい。</p> <p>【意見】 入りたい人も慈恵園申込、ずばる申込とわがままだ。</p> <p>【回答】 それは、家族にも要因があるのでは。（一応、この質問に関して終了）</p>